

平成31年度 光熱水費／教)ガス料、研)ガス料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 公立大学法人横浜市立大学 教育推進課 鶴見キャンパス
			担当 内田 電話 508-7202

設 計 書

1 件 名 横浜市立大学鶴見キャンパスで使用する一般ガスの供給について

2 履 行 場 所 横浜市鶴見区末広町1-7-29 鶴見キャンパス

3 履行期間(期限) ■期間 2019年6月1日 から 2020年5月31日 まで

□期限 平成 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 □確定契約 ■概算契約

5 その他特約事項 本件は平成31年度予算が決定されることを停止条件とする案件です。

停止条件が解除されない場合は、契約が成立しません。

6 契 約 理 由 横浜市立大学鶴見キャンパスで使用する一般ガスについて、

安定的、継続的及び確実な供給を受けるため、年間使用予定数量を
一括契約します。

7 契 約 概 要 横浜市立大学鶴見キャンパスで使用する一般ガス約239,000 m³の供給

8 部 分 払

 する (12回以内) しない

業務内容	数量	単位	単価	金額
2019年6月	(13,000)	m ³		
2019年7月	(23,000)	m ³		
2019年8月	(21,000)	m ³		
2019年9月	(12,000)	m ³		
2019年10月	(12,000)	m ³		
2019年11月	(16,000)	m ³		
2019年12月	(25,000)	m ³		
2020年1月	(37,000)	m ³		
2020年2月	(31,000)	m ³		
2020年3月	(21,000)	m ³		
2020年4月	(14,000)	m ³		
2020年5月	(14,000)	m ³		
計(1か年)	(239,000)	m ³		
消費税				
税込計(1か年)				

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

ガス料金

内訳

ガス料金

消費税

一般ガス供給内訳書

名称	規格等	数量	単位	単価	金額
一般ガス	都市ガス 1 3 A	(239,000)	m ³		
計					
消費税					
税込計					

※概算数量は () 書き

仕様書

1 件名

横浜市立大学 鶴見キャンパスで使用する一般ガスの供給について

2 需要場所

名 称 横浜市立大学 鶴見キャンパス
所在地 横浜市鶴見区末広町1-7-29

3 仕様

- (1) ガスの種類 都市ガス 13A
(2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による
(3) 供給圧力 低圧
(4) 対象メーター N P 160 (一階熱源機械室、社番 162708182)
N P 160 (一階熱源機械室、社番 162708179)
N S P 160 (一階機熱源機室、社番 596698342)

4 予定ガス使用量

- (1) 契約最大時間流量 9 2 m³ / h

※ 予定最大時間流量とは、1年間を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

- (2) 契約年間ガス使用量 2 3 9, 0 0 0 m³

※ 契約年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の予定月別使用量の合計量をいう。

- (3) 契約年間引取量 2 1 5, 1 0 0 m³ (予定年間ガス使用量の 9 0 %)

※ 契約年間引取量とは、契約で定める1年間の最低引取量をいう。

- (4) 契約月別使用量

(単位 : m³)

年月	使用量 (合計)	使用量 (中圧) ※1	使用量 (低圧) ※2
2019年 6月	13,000		13,000
2019年 7月	23,000		23,000
2019年 8月	21,000		21,000
2019年 9月	12,000		12,000
2019年 10月	12,000		12,000
2019年 11月	16,000		16,000
2019年 12月	25,000		25,000
2020年 1月	37,000		37,000
2020年 2月	31,000		31,000
2020年 3月	21,000		21,000
2020年 4月	14,000		14,000
2020年 5月	14,000		14,000
計	239,000		239,000

※1) 使用量 (中圧) ……中圧導管からの引き込みによるガス使用量

※2) 使用量 (低圧) ……低圧導管からの引き込みによるガス使用量

5 供給期間

2019年6月1日から2020年5月31日

6 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。

また、ガス工作物の保安責任は、ガス事業法に定めるところにより、一般ガス導管事業者が負うものとする。

ただし、同一構内に供給する他の供給者と共用して使用されるガス工作物については、当該供給者と簡易点検等の分担について、協議を行うものとする。

- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

7 料金

- (1) 料金は、公的機関の発表する貿易統計（平成27年6月から8月の平均値）のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金は、LNGトン当たり1,860円、LPGトンあたり1,860円の場合のものとする。

- (2) ガス料金は、旧一般ガス事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

なお、調整単位料金の算定と料金適用月および原料価格算定期の関係は、次のとおりとする。

・N月を料金適用月とする調整単位料金は、(N-2)月を原料価格算定期とするトン当たり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額にもとづき、算定する。

ただし、1月を料金適用月とする調整単位料金は、前年の11月、また2月を料金適用月とする調整単位料金は、前年の12月を原料価格算定期とするトン当たり原料価格と基準トンあたり原料価格の差額にもとづき、算定する。